

第40号議案

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について

上記の議案を提出します。

令和6年（2024年）8月23日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、介護補償の額を改める必要がある。

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例（平成14年中野区条例第17号）の一部
を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「172,550円」を「177,950
円」に改め、同項第2号中「77,890円」を「81,290円」
に改め、同項第3号中「86,280円」を「88,980円」に改
め、同項第4号中「38,900円」を「40,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の中野
区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務
災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和
6年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第11条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が
生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じ
た介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例に
よる。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前
日までの間において、この条例による改正前の中野区立小学校及び
中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関す
る条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日
の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支
払われた金額は、新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。